

本年度、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会で実施した先進地の視察研修の内容をご報告いたします。



市議会だより

もくじ

CONTENTS

◇ 総務委員会	2
◇ 文教厚生委員会	3
◇ 産業経済委員会	5
◇ 建設委員会	7
◇ 議会運営委員会	8
◇ 地震・津波対策特別委員会 ..	10
◇ 定住促進対策特別委員会	11

特集号21

平成25年（2013年）10月

編集：市議会だより編集委員会 発行：阿南市議会 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 ☎0884-22-3399 FAX0884-22-9225

常任委員会

議会では、提出された議案等に対し、詳細な審議を効率的に行うため、委員会制度を設けています。

現在、常任委員会は総務・文教厚生・産業経済・建設の4委員会が設置され、付託された議案の審査のほか、閉会中所管事項について専門的な調査や研究を行っています。

議会運営委員会

議会運営委員会は、本会議の会期や日程の決定、その他議会運営全般について協議、決定する委員会です。議会運営は各市が独自に行っていますが、本会議を円滑に進めるために設置された議会を代表する委員会です。

特別委員会

特別委員会は、常任委員会から独立して、本市の取り組むべき特定の事務について調査、研究を行います。



子どもたちの探究活動の基地として平成22年に開設した「江戸川区 子ども未来館」：文教厚生委員会視察

総務委員会

◇視察日 平成25年5月21日～23日

◇視察参加者 10名

◇視察先・視察目的

神奈川県小田原市「防災対策について」

神奈川県秦野市「公共施設再配置計画について」

埼玉県ふじみ野市「公共施設適正配置計画について」

【神奈川県小田原市】

◇防災対策

小田原市の危機管理体制については、防災部防災対策課15名の体制で防災全般の業務を担当している。市内で震度4以上の地震が発生した時は、自動的に全15名が参集することになっており、また、津波に関する注意報・警報・大津波警報も発令されると同時に、平日の夜間、休日を問わず自動参集となっている。当然、土曜日・日曜日・祝日・ゴールデンウィーク・年末年始も24時間体制をとっている。

また、防災部以外の職員の動員体制は全部で3つに分かれており、動員1号体制としては、災害発生又はその恐れのある場合に、直ちに対処できる一定範囲の職員が配置され、動員2号体制では、発生した災害が拡大した場合に、職員を増員し、1号体制を強化する。最終的には動員3号

練を実施している。

訓練以外では、研修会を行い、実際の災害時に防災リーダーと連合自治会長、単位自治会長が中心となって、避難所を運営する形をとっている。その他にも、炊き出しの訓練時に資機材を市から貸し出すなどの取り組みを行っている。

次に、防災啓発資料としては、防災マップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップがある。また、津波対策として、海抜表示板及び海抜表示シールを、小田原市内主要なところに貼っている。

◇防災情報システムの概要

災害発生時に、災害対策本部における初動体制等を円滑に行うため、小田原市防災情報システムを導入している。大規模地震等により、システムサーバーが使用不能になった場合にも、栃木県日光市と姉妹都市の協定により、サーバーを双方に保管するバックアップ体制を構築している。

また、山梨県甲府市とは、水道関係の協定を結んでいる。防災情報システムの特徴として、次の6つのシステムを

同時管理している。

- ①安否情報システム
- ②ボランティア情報システム
- ③被災地情報システム
- ④物資供給情報システム

- ⑤職員安否確認システム
 - ⑥職員参集状況確認システム
- また、停電時の対応については、自家発電機等を設置している。

◇災害時要援護者対策

救援支援カードの配布・記入を民生委員に協力してもらっている。自宅の取りやすい場所に置いてもらうことにより、救急搬送時に救急隊員が情報を的確に得ることができる。

また、災害時要援護者所在マップ制度として、特に配慮すべき要援護者の所在を、地区ごとに地図に記載し、自治会、民生委員、消防本部などに情報を提供するという制度を、平成10年度から実施している。



小田原市の海抜表示板

【神奈川県秦野市】

◇公共施設再配置計画

秦野市の公共施設のほとんどは、都市化の進展、経済成

長、人口増加等に伴って集中的に整備されたため、老朽化により、一斉に建て替える時期がやってくる。これでは本来に必要性の高い公共施設を良好な状態で保てない。これは、公共施設の更新問題、老朽化問題と呼ばれている。

この更新・老朽化問題を解決するために、次の4つの基本方針を立てている。

- ①新規の公共施設は建設しない。
- ②現在ある公共施設の更新は、優先順位を付けたうえで大幅に圧縮する。
- ③優先度の低い公共施設は、全て統廃合の対象とする。
- ④次の5つの視点で再配置計画を進める。
 - 「備えあれば憂いなし」
 - 「三人寄れば文殊の知恵」
 - 「三方一両得」
 - 「無い袖は振れぬ」
 - 「転ばぬ先の杖」

小さな施設は耐用年数が来ると建物の使用を停止して、その機能は中くらいの施設に移す。同様に、中くらいの施設は耐用年数が来ると、その機能を小中学校を中心とした場所に移す。そして、小中学校を中心としたエリアに地域コミュニティの拠点となる施設を作り上げ、将来にわたつ

て維持していくというのが秦野市の考え方である。
再配置計画というのは、より安い税の負担でより質の高いサービスを実現するものでもあるということをも市民にアピールする。それがシンボル事業である。



秦野市での視察のようす

【埼玉県ふじみ野市】

◇公共施設適正配置計画

ふじみ野市では、公共施設適正配置計画にあたり、公共施設に対する資産管理（アセットマネジメント）すなわち保有している公共施設を総合的に企画・管理・活用・処分する取り組みが重要であるとの考え方から、現在、公共施設の状況、改修内容等を一元的に把握・管理するための、仮称「ふじみ野市公共施設白書」の作成を進めているところである。しかし、これに先駆けて、現有の公共施設の今

後の考え方を示す必要があることから、ふじみ野市公共施設適正配置計画を策定した。

今後は、この計画を基盤として市民の声を聞きながら、具体的な実施計画の策定に取り組んでいく。ふじみ野市においては、様々な要因から適正配置計画の方を急がなければならず、白書を作る前に計画を策定したという状況である。

計画の策定においては、市民に対してアンケート、意識調査、シンポジウムを開催した。そして、シンクタンクは外部に業務委託し、さらに、内部に検討委員会、職員研究会を作り、それぞれの任務を果たしながら、市民からニーズの把握等を行い、それらをまとめて、方針策定や、再配置計画の策定、また、民間活力の導入という分野も検討し、今後のあるべき市の姿という内容についても検討してきた。そして、パブリックコメントを実施し計画が完成した。

最後に、計画策定にあつての基本的な考え方は次のとおりである。

- ①施設の安全性については、防災拠点としての活用等を念頭に置き、安全で安心して利用できるような、安全性を第一に確保した計画とする。
- ②現状分析及び財政分析につ

いては、経済財政面を考慮した実効性の高い計画とする。その中で、財政的優遇期間は、平成27年度までを見据えて計画を具現化する必要があるものは、その実施時期等の明確化を図る。

- ③市民サービスの向上と市民ニーズへの対応。
- ④民間活力の活用とコンパクトシティの考え方に配慮する。
- ⑤エコやユニバーサルデザイン

文教厚生委員会

◇視察日 平成25年5月15日～17日

◇視察参加者 10名

◇視察先・視察目的

東京都江戸川区

「子ども未来館・すくすくスクール事業について」

東京都八王子市「戸吹スポーツ公園の概要について」

東京都昭島市

「環境コミュニケーションセンターの概要について」

千葉県柏市「長寿社会のまちづくりについて」

【東京都江戸川区】

江戸川区は、東京都の東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県と接し、南は東京湾に面している。

◇子ども未来館の概要

未来館構想は、平成14年からの長期計画により、約6億円をかけて平成22年4月に開設された。設置目的として、

ンに配慮する。



ふじみ野市での視察のようす

と異なる点は、2階のアカデミースペースと一体的に連携して、図書を使った研究活動の支援を行っている点である。2階のアカデミースペースは、子どもたちの探究活動の基地であり、子どもが求めるあらゆる分野を研究している。顕微鏡をのぞいたり工作をしたり、屋上では野菜や果物を栽培したりしている。講師には、大学教授のような専門家から地域の方々までたくさんの人が関わっている。何にでも興味を持ち始める子どもたちの好奇心に真剣に耳を傾け上手に誘導することによって継続的で自由な探究活動に繋がっている。



子ども未来館アカデミースペースのようす

◇すくすくスクール事業

江戸川区の健全育成事業と児童保育事業をあわせた事業として平成14年にプロジェクトチームを発足し、平成15年に1校を指定してスタートし

た。その後、平成16年には39校、平成17年には全73校で実施している。

すすくすくスクールの指導員を担当するのはサブマネージャーと呼ばれる区の職員である。常勤と非常勤職員250名が73校で指導にあたっている。サブマネージャーを補佐する立場として、プレイングパートナーと呼ばれる区の臨時職員370名ほどが見守り業務を行っている。また、各学校にボランティアでつくるサポートセンターがあり、無償ボランティアが年間延べ1万4000人携わっている。

登録については、「すすくすく登録」と「児童クラブ登録」があり、すすくすく登録は、児童にとつての自由な学び場・遊び場として自己責任で利用できる。費用は原則無料で年間保険料500円の負担が必要である。一方、児童クラブ登録は、就労等によって放課後留守になる家庭の児童を育成するものであり、育成料として月4000円と年間保険料500円が必要である。

運営日については、日曜・祝日を除く毎日で年間290日以上開設している。開設時間は、平日は放課後から17時まで、土曜・学校休業日は9時から17時までであるが、学

童クラブ登録の場合は平日18時まで延長が可能である。

【東京都八王子市】

八王子市は都心から西へ約40kmに位置しており、人口は約56万4000人、面積は阿南市の約3分の2である。また、学園都市として発展を続けており、現在、21大学で学生数が10万人を超えている。

◇戸吹スポーツ公園の概要

ごみの最終処分場跡地を有効活用した戸吹スポーツ公園は、市民がスポーツ・レクリエーションを楽しむながら健康づくりを行うことのできる公園として平成23年にオープンした。公園内にはサッカー・ラグビー場、テニスコートをはじめ、全国的にもトップクラスのスケートパークがある。

サッカー・ラグビー場は全て人工芝のフィールドであり、少年サッカーの場合は2面の使用が可能である。スタンドは197席である。テニスコートは、硬式・軟式ともに適した砂入り人工芝のコートが6面ある。スケートパークは、スケートボード、インラインスケート及びBMX（競技用自転車）のための専用施設である。市街地の路上を再現したストリートセクションと湾曲した窪地状のボウルセクシ

ョンとに分かれ、初心者から上級者まで楽しむことができ、面積は日本最大級であり、対象年齢4歳以上である。

使用料金については、サッカー・ラグビー場が2時間5000円、テニスコートが2時間1500円、スケートパークが大人1回500円となっている。延べ人数で約16万人である。



人工芝フィールドのサッカー・ラグビー場

【東京都昭島市】

昭島市は豊かな湧水と緑に恵まれ、都内で唯一、地下水100%のおいしい水道水を飲むことができるまちである。

◇環境コミュニケーションセンターの概要

平成23年4月から本格稼働している環境コミュニケーションセンターは、ごみの減量化・資源化を推進し、資源循環型社会への重要な役割を担

っている。敷地面積は約2万㎡であり、敷地内には運ばれてきたごみの重さを量る計量機棟、資源の循環利用を推進するリサイクル棟、資源循環型社会に取り組む活動拠点となるプラザ棟がある。

リサイクル棟では、不燃・粗大ごみ、プラスチック、資源になるビン、缶、ペットボトルなどを1日5時間運転でおよそ36ト処理している。

収集車で運び込まれた不燃・粗大ごみは、受入ホッパへ投入され、コンベヤによつて破砕機へ運ばれる。この機械の内部では、鋼鉄製のハンマーが高速で回転することにより細かく砕いている。細かく砕かれた不燃・粗大ごみは磁力選別機に送られ、磁石の力を利用し、ごみに含まれている鉄を回収していく。回収された鉄は破砕鉄貯留ヤードに溜められる。鉄を回収された不燃・粗大ごみは可燃・不燃選別機に送られる。選別された不燃物は不燃物貯留ヤードに溜められ、残った可燃物はアルミ選別機に運ばれアルミを回収する。この機械は、磁石の力でアルミだけを弾き飛ばして選別する。選別されたアルミは破砕アルミ貯留ヤードに、残った可燃物は可燃物貯留ヤードに溜められ、不

燃・粗大ごみの選別が終了する。

リサイクル棟の機器は中央制御室ですべて集中監視し、コントロールしている。モニターによつて施設内のすべての機器が安全に動いているか確認している。また、最新のコンピュータ制御で安全に効率よく処理が行えるように操作を行っている。



リサイクル棟 中央制御室

【千葉県柏市】

柏市は、千葉県の北西部に位置し、中核市、業務核都市に指定されている。人口約40万人は、千葉県内では市川市に次いで第5位である。

◇豊四季台団地建替事業

団地の建替事業における子育てや高齢者の支援についての具体的な取り組みとして、①住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすという考え方のもと、改修又は建て替え

によるバリアフリー化された住宅の供給を行っている。

②団地再生で生じた敷地あるいは既存の施設や住宅を活用して地域に必要な介護・医療サービスの施設等を運営する民間事業者を誘致してサービスを提供している。

③自宅での居住が困難な高齢者等のために福祉拠点に近接する住宅や施設等への住み替えを誘導する仕組みを構築し、住み慣れた地域で住み続けられるよう支援したいと考えている。

◇在宅医療の推進

在宅医療の推進主体をどこが担うべきかと考えた時、やはり市町村が主体性を持って地域の医師会と連携して取り組んでいくことで、市民のニーズに応えることができると考えている。柏市医師会は、在宅医療への意気込みを強く持つっており、市と医師会との連携がうまく取れている。

在宅医療推進のための具体的な取り組みとして、在宅医療に対する負担を軽減するため、かかりつけ医のグループ形成によるバックアップシステムの構築を推進している。これは、ひとりの患者さんを二人の医師で診る体制づくりであり、主治医・副主治医制と名付けている。



豊四季台1号棟集会所での視察のようす

◇生きがい就労の創成

セカンドライフを豊かに過ごすために、無理なく楽しくできる範囲で地域に貢献できるような仕組みを考えていくというのが生きがい就労の創成である。

具体的な事業として、農業

産業経済委員会

◇視察日 平成25年5月20日～22日

◇視察参加者 10名

◇視察先・視察目的

全日本生涯野球連盟（長野県千曲市）

「全日本生涯野球大会の運営について」

長野県千曲市「信州千曲ブランドについて」

神奈川県南足柄市「市民農業者制度について」

【長野県千曲市】

千曲市は、長野県北部の北信地域の南東部に位置し、平成15年9月1日、1市2町が合併した。平成の大合併としては長野県で初めて誕生した

◇全日本生涯野球大会開催の経緯

昭和61年、予防医学を目的として、長野県内の50歳以上で構成された野球チームの大会が開催された。第1回大会の参加チームは12チーム、翌年の第2回大会は16チームであった。昭和63年、大会をより充実させ、規模を全国的なものにするために、この大会を「生涯野球大会」と命名し、平成元年、全国から62チームの参加を得て、「第1回全日本生涯野球大会」が開催された。毎年開催されることとなった全日本生涯野球大会は、年々参加チームが増え、第14回大会では、213チームとなった。

◇大会の運営方法について

最初は個人の自宅を事務所として大会要項、組み合わせ作業等のすべてを行っていたが、第22回大会からは、千曲市総合観光協会にある温泉旅館組合連合会の事務所の一角を借りて、たった2人で事務を行っている。また、スタッフとして、地元スポーツ少年団の保護者が手伝ってくれている。

◇経済効果について

全盛期に比べると参加チームは減ってきているが、それでも一晩に何千人という宿泊

客があるため、地元への経済効果は大きく、戸倉上山田温泉にとっては、なくてはならないスポーツ大会へと発展した。



全日本生涯野球大会についての視察のようす

◇千曲市を取り巻く産業

千曲市は、工業と農業と観光のバランスのとれた市である。

工業については、大きな企業はないが、自動車の部品やプラスチック製品の加工会社が多い。また、昔から食べられている伝統食品、例えば、信州味噌、漬物など、地元の農産物を使った食品加工業者が多いのが特徴である。

農業については、山間部でリンゴとブドウを中心に果樹栽培が行われ、平野部では、水稲が中心であるが、ハウス栽培も盛んで、トルコキキョウについては日本有数の産地である。また、キノコ栽培については、工業化され、長野

県の主たるキノコ栽培地とな
っている。

観光については、比較的恵
まれており、日本一のもの
の里や開湯百年以上の歴史を
もつ戸倉上山田温泉をはじめ
とする特色ある観光資源を有
している。



千曲市での視察のようす

◇信州千曲ブランド立ち上げの経緯

今から5年ほど前、前市長
が東京で名刺交換をした際に、
千曲市（ちくまし）と読まれ
なかったことで、知名度の低
さを実感し、市のPRを積極
的に行うこととした。

これまでは、観光は観光、
農業は農業、工業は工業とそ
れぞれに事業展開していたが、
産業間で連携して千曲市を盛
り上げていこうと、平成20年
に千曲市産業振興ビジョンを
策定した。これを受けて、「信
州千曲ブランド」を立ち上げ
ることとなった。

市内の各産業の代表者を構
成員とする千曲ブランド推進
協議会を設立し、統一した認
識をもつてブランドの認定を
行うこととした。

認定対象は、市内で製造さ
れる加工食品又は市内で生産
された原料を使用する加工食
品である。

最初の認定は、平成21年に
22業者80品目。現在は120
品目に広がっている。

◇認定後の取り組み

まずは、市内の文化施設の
ロビーでの販売を計画し、認
定業者に声をかけ、参加者を
募った。次に、長野自動車道
のサービスエリアでブランド
フェアを計画した。しかし、
サービスエリアは手数料が高
いため、手数料の半額を市が
補助することで実施に至った。
この取り組みは好評につき、
毎年実施されている。

しかし、食品加工業者は家
族経営の中小企業が多いため
出店しなくても人手の都合で
出店できないケースがある。
そういった業者から、「直接
加工場へ来てくれるのであれ
ば、信州千曲ブランドをPR
したい。」という声があり、
そこで、市内観光と加工場見
学を兼ねたバスツアーを企画
した。試験的に始めたこの企
画も好評であったため、定番

化しつつある。また、千曲市
出身で東京在住の方の紹介に
より、東京の商店街へも出店
した。思いのほか手ごたえが
あり、現在も継続事業として
取り組んでいる。

平成24年度の新しい取り組
みとしては、千曲川の沿線18
市町村に呼び掛けた広域の展
示即売会を実施し、売り上げ
実績も好調であった。

◇課題と反省点

一定の成果はあるが、売り
上げ面ではまだまだ多くの課
題が残っている。また、各業
者間において、企業規模の違
いにより取り組む姿勢が異な
るので、展示即売会の開催場
所についても課題がある。さ
らに、行政主導で事業を立ち
上げたため、行政職員の異動
により盛りあがった事業も勢
いが消えてしまうのではない
かとの指摘があった。今後は、
業者主体で取り組んでもらい、
担当者が異動しても事業を続
けていける組織体制作りが必
要である。

また、信州千曲ブランドの
コンセプトを明確にしてい
くことも課題の1つである。

【神奈川県南足柄市】

南足柄市は、神奈川県の中
端に位置し、面積は約77km²
である。市域は、最高峰の金時

山を中心として、東方の明神
ヶ岳にのびる箱根外輪山と北
方の足柄峠、矢倉岳にのびる
足柄山塊を両翼として、約90
度の扇形に開けた中に、丘陵
地、台地があり、更に狩川と
酒匂川が市内を流れ、西高東
低の地形である。

◇南足柄市の農業事情

南足柄市の農業経営につい
ては、昭和40年代から兼業化
が進み、農業者の高齢化や後
継者不足などが進み、農業の
担い手の確保が大きな問題に
なってきた。また、認定
農業者など、担い手の受け入
れの拡大が困難な状況が生ま
れ、優良農地の遊休化が進み、
平成20年度の耕作放棄地全体
調査では62ヶ所に及んでいる。

◇新規就農制度導入の経緯

市民の食や農業に対する関
心が高まり、安全・安心な農
作物を買う消費者にとどまら
ず、自分で食べる農作物は自
分で栽培して食べたいという
方や本格的に農業参入したい
と希望する方の問い合わせが
たくさんあった。このような
状況を踏まえ、遊休農地、耕
作放棄地の解消や食料自給率
の向上を図るため、南足柄市
ならではの新たな農業参入シ
ステムによる農業の活性化を
農業委員会の主要農業施策と
して目標に掲げたのがきつか

けである。

◇南足柄市新規就農基準につ いて

神奈川県では、先進的に施
行されている県知事の認定す
る認定就農者制度がある。年
間所得目標を設定し、定めら
れた研修を受講した後、就農
計画認定申請により県知事の
認定を受け、農業者になるこ
とができる。しかし、定めら
れた研修（1年以上の農業ア
カデミー入校）を受けること
は、社会人にとっては、時間
的、経済的負担が大きい。そ
こで、農業への魅力を感じ、
就農できる柔軟性のある南足
柄市版の基準を作成した。

新規就農基準は、平成20年
10月から施行され、農業委員
会を窓口として、14名の農業
委員の協力の下、自立を目指
す農業者を育成する体制作り
を目的としている。

このシステムを利用して就
農者になるためには、まず、
農業委員会事務局と就農に係
る相談を行い、農地の「利用
権設定等に関する申出書（耕
作面積は1000㎡以上で1
年間の期間限定）」及び「就
農計画書」を農業委員会に提
出する。その後、農業委員に
対してプレゼンテーションし、
認められると新規就農者とし
て試行期間に入る。そして、

◆市民農業者制度について



南足柄市での視察のようす

1年を経過した時に就農希望者は新規就農者認定申請書を作成し、本申請を行う。
現在、この制度を利用して
いるのは14名である。

南足柄市新規就農基準と同様に、遊休農地、耕作放棄地の解消、食料自給率の向上を図るために、「農業経営基盤強化促進法」に関する基本的な構想」に基づく農家と市民が「農業経営基盤強化促進法」により、農地の貸し借りができる仕組みである市民農業者制度を平成21年9月から施行した。

この制度は、新規就農基準と連携させ、多様な担い手を確保するものである。耕作面積は300㎡以上、1000㎡未満としている。また、次の3要件を満たさなければならない。

①耕作に供すべき農地のすべ

てについて耕作すること。

②耕作に必要な農作業に常時従事すること。

③利用権の設定等を受ける農地を効率的に利用して耕作すること。

この制度を利用する場合は、市民農業者用の営農計画書及び農地の利用権設定等に関する申出書を農業委員会に提出し、農業委員会の職員と面接後、農業委員会総会でプレゼンテーションし、農業委員が判断する。市民農業者制度で

建設委員会

◆視察日 平成25年5月14日～16日

◆視察参加者 12名

◆視察先・視察目的

熊本県熊本市

「水源地における災害時の対策等について」

鹿児島県薩摩郡さつま町

「鶴田ダム再開発事業について」

福岡県糸島市「空き家対策について」

【熊本県熊本市】

熊本市は、九州のほぼ中央に位置しており、人口は約73万人（九州では、福岡市、北九州市について3番目）であり、熊本県の人口の約6割を占めている。面積は約390km²である。近隣町村との合併により、昭和52年には人口50

3年間の耕作をつむと、新規就農基準にステップアップできる。

現在、この制度を利用して
いるのは4名である。

◆取り組みの課題

農業に魅力をもつてやってくる人は多いが、実際に農業の大変さを分かっている人が少なく、始めたのはいいが、しばらくすると当初の意気込みがなくなってしまうことがある。そういった人たちへの支援が今後の課題である。

る。人口60万人以上の都市で、水道水の水源全てが地下水というのは、熊本市以外には例をみない。しかし、近年の都市化の進展や地下水利用の増加により、地下水を取り巻く環境は質・量ともに厳しい状況になっている。

水の科学館は、熊本市民共有の財産である地下水を後世に守り伝え、将来を担う子どもたちに水道や地下水について関心を持たせる体験学習の場として、また、「水と遊び水を学ぶ」をテーマに、上下水道事業や地下水保全・水環境について楽しく学ぶ施設である。平成24年に魅力あふれる体験型の学習拠点としてリニューアルオープンしており、平成23年度の入館者数は7万8293人（11月～3月中旬まで）リニューアル準備のため閉館）であり、主に市内の小中学生とその保護者の利用が多く、現在、指定管理者が運営・維持管理を行っている。

◆健康水源
阿蘇山系と金峰山系との接合地帯の上に位置する熊本市は、数多くの山岳、丘陵、台地、平野等によって四方を囲まれており、阿蘇の西側で降った雨は、森や田畑などから地下へ浸み込み、地下水とな

って熊本市へ流れて行き、健康水源



健康水源での視察のようす

軍水源地などの井戸で地下水が湧き出ている。
市民の上水道を全て賄う清潔な地下水と「森の都」とうたわれる美しい緑に恵まれ、熊本城を中心に、歴史的な文化遺産が数多く点在する自然や歴史的環境豊かな都市である。

熊本市では、現在、1日に平均22万㎡の水道水を供給しているが、このうちの約4分の1にあたる約6万㎡を健康水源地で賄っている。水源地内には、11本の井戸があり、7本は自噴、4本は取水ポンプで地下水を汲み上げている。

◆災害時の対策

①大地震発生時の排水管破損による配水池からの水の流出を防ぐため、2つの配水池の内1つに緊急遮断弁が設置されている。震度6弱以上の地震で自動的に作動することにより、配水池は緊急貯水槽として1万2000㎡の水を確保

保できる。この水量は、市民1人が、生命維持に必要とされる1日3㍓の水を使うとすると、約70万人の市民が6日間生活できる量に相当する。

②水源地内のポンプ等の設備は電気で動いているが、停電になった場合、非常用発電設備が自動的に感知して働き、構内の全ての電気を賄うことができる。

③水源地内には給水車に水を入れる給水塔と給水装置、隣接する動植物園の駐車場には、緊急給水栓（応急給水用の取り出し口）を2カ所設置している。

【鹿児島県さつま町】

川内川は、その源を熊本県の白髪岳（標高1417m）に発し、羽月川、隈乃城川等の支川を合わせ、川内平野を貫流し薩摩灘へ注ぐ、長さ137km・流域面積1600km²の一級河川である。その流域は、東西に長く帯状を呈し、熊本県、宮崎県、鹿児島県の3県6市5町にまたがっている。また、流域の平均年間降水量は約2800mmと多く、その大部分は梅雨期と台風期に集中している。

◇鶴田ダム

鶴田ダムは、川内川のほぼ中央（河口から約51km）に位



鶴田ダムでの視察のようす

置し、下流を洪水から守り、また、大鶴湖に貯まった水の力を利用して発電する事を目的として建設された多目的ダム（重力式コンクリートダム）である。発電は、電源開発（株）がダム直下の川内川第1発電所で行っており、最大出力は12万kWである。

川内川流域の3市2町では、平成18年7月19日～23日にかけて、記録的な集中豪雨（西ノ野雨量観測所1165mm）が発生し、約5万人にも及ぶ住民に対し避難勧告・避難指示を発令、甚大な被害（死者2人、浸水家屋2347戸、浸水面積2777㍓）を被ったため、「河川激甚災害対策特別緊急事業」が採択された。この激特事業とあわせて、鶴田ダムの洪水調節容量を増量するダム再開発事業が採択され、総事業費460億円、平成19年度から27年度までに放流設備の増設、減勢工増設の他、激特事業としてダム下流

域では築堤、推込分水路の整備など、地域バランスを考慮した総合的な治水対策が進められている。

【福岡県糸島市】

福岡県の西部、糸島半島に位置する糸島市は、北側に玄界灘に面した海岸線、南側に脊振山系の山々が連なり、中間部には、糸島平野の田園地帯が広がっている。どこことなく龍のかたちにも見える都市の面積は216・15km²、人口は約10万人である。

福岡市の中心部からは、車で約30分であり、通勤、通学、買い物などの日常生活圏が一体化し、福岡都市圏として大きく発展を遂げつつある。

◇空き家等の適正管理に関する条例

近年、糸島市では空き家などが目立つようになり、その中には荒廃したものもあり、家屋の失火・延焼や老朽家屋の倒壊など生活安全上から危惧される状況にある。

管理が不十分な空き家などは、近隣や通行人に危険を及ぼす他、不審者の侵入などによる火災や犯罪を誘発する恐れがあり、早急に改善する必要がある。また、議会からも条例制定への指摘があり、平成24年4月1日に「空き家等

の適正管理に関する条例」を制定している。

現在までに、市民から31件の情報提供があり、その内、解決したものが4件、指導中が16件、調査中が4件、連絡不能が7件となっている。

◇糸島市空き家バンク制度

糸島市では、住宅の老朽化や所有者の高齢化、経済的事情等により管理不全な空き家が目立つようになっており、これに対処するため生活環境の保全と防犯の街づくりの推進、定住促進を目的に空き家を登録する「空き家バンク」制度に取り組んでいる。

「空き家バンク」とは、市内に存在する空き家の有効利用を通して地域の活性化を図るため、市内にある空き家の売買・賃貸を希望する所有者から登録いただいた情報を、市ホームページを通して公開

し、定住や空き家の利用を希望する方に情報提供する制度である。

◇空き家バンク活用リフォーム事業補助制度

市内にある空き家で、空き家バンクに登録した建物を購入して定住しようとする場合、本制度により予算の範囲内で補助し、住民の定住化を促進する制度である。今回新たな条例を制定し、空き家などの所有者等に対して、適正な管理を強く促していこうとするものである。



糸島市での視察のようす

議会運営委員会

◇視察日 平成25年8月5日～7日

◇視察参加者 17名

◇視察先・視察目的

山形県鶴岡市「議会のインターネット中継について」

山形県酒田市

「議会のインターネット中継と議会基本条例について」

山形県山形市

「議会のインターネット中継と議会基本条例について」

【山形県鶴岡市】

鶴岡市は山形県の西部に位置し、南部は新潟県に接している。東西約43km、南北約56kmで山岳・平野・海岸部と多様な自然環境を有し、面積は1311km²で東北一の広さを誇り、人口は約13万人、世帯数は約4万8千世帯である。北は遠く秀峰・鳥海山を望み、東に羽黒山、月山、湯殿山で構成する修験の山・出羽三山、南に国内有数のブナ林が広がる朝日連峰の山々に三方を囲まれ、西には海岸線が42kmにわたって続いている。平野部は日本有数の穀倉地帯・庄内平野となっており、水稲をはじめ多くの作物が作られている。

◇議会のインターネット中継

鶴岡市では、平成18年4月にインターネットで議会の生中継と録画配信を行うため、インターネット議会中継システム機器として、パソコン1台とサーバーを更新し、平成18年6月定例会から運用を開始している。

中継に要する設備と経費は、モニターテレビ2台・カメラ3台等で、249万9000円、庁舎間の中継システム機器の整備に102万9000円、また、パソコン等のリ

ス料及び保守料で月額7万6230円で、5年間の長期継続契約を締結している。

アクセス件数は、議会開催月の生中継では、月に約200件、録画配信では、月に約1500件であり、録画配信はいつでも見たいときに見ることができることから、ある程度、インターネット配信が浸透しているものと考えられる。



鶴岡市議場のようす

【山形県酒田市】

酒田市は、山形県の西北部、庄内地方の北部に位置し、北は秀峰・鳥海山を望み、東は出羽丘陵を背にし、南はほぼ庄内平野の中央に達し、西は日本海に面している。平成17年11月の市町村合併により、東西約28km、南北35kmで、面積は602.79km²、人口約11万8000人の県内第3の都市となっている。現在も重要港湾酒田港を中心とした産業都市として発展を続けている。

◇議会のインターネット中継

酒田市議会のインターネット中継は、平成14年に山形県内で初めて開始された。平成24年には機器の老朽化に伴い、年間約169万円で、4年間の長期継続契約（業務委託及び機材借上料等）を締結している。中継に要する設備はカメラ4台、パソコン2台であり、インターネット中継及び庁内配信を行っている。生中継、録画配信とも、本会議のみの公開としており、ホームページへのアクセス数は定例会によりばらつきはあるが、月に300件から700件である。また、発言の取り消しがあった部分については、録画の編集の段階でカットしている。

◇議会基本条例の制定

酒田市議会基本条例は、選挙で選ばれる市民の代表としてその負託に応える責務を自覚して、議会運営委員会の小委員会（平成11年・13年）、議会活性化懇話会（平成17年・19年）、議会基本条例起草委員会（平成20年・21年）、議会改革特命委員会（平成21年・22年）を継続的に設置しながら、議会及び議員の果たすべき役割と責務を明確にするために制定され、平成23年4月1日から施行している。

条例の目的は、「市議会が市民に身近で信頼される機関として担うべき役割と責務を果たすための基本的事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与すること」である。

条例の概要は、積極的な情報公開、議会として地域に向いての議会報告会の実施、本会議や各委員会においての合意形成を目指した議員間討議の充実強化、執行機関側からの議員の質問に対する趣旨確認、議員政治倫理条例を制定、議会内に審査会を設置し、議会運営委員会で適切な措置を講ずることとしている。



インターネット中継システムの説明を受ける（酒田市議場）

【山形県山形市】

山形市は、山形県内陸部村山盆地の東南部に位置し、東は宮城県境を南北に走る奥羽山脈を境とし、西は朝日・月山連峰を望む出羽丘陵を境に、南に上山市、北は天童市と隣

接している。人口は約25万4000人、夏の東北4大祭りに数えられる花笠まつり、秋の馬見ヶ崎川の河原での日本一の芋煮会フェスティバルがあるなど、四季折々の風物詩がある。

◇議会のインターネット中継

山形市議会のインターネット中継は、平成17年度に「山形市議会行財政改革・活性化検討委員会」で議論されたが、結論は出なかった。しかし、議場設備の老朽化により、平成21年度に設備改修の予算が計上されたことを契機に、再度インターネット中継の導入について議論が行われた結果、平成22年6月から本会議のインターネット生中継・録画配信を開始した。インターネット中継及び録画配信については、業者委託契約（年額約169万1000円・契約期間3年）を締結している。中継に要する設備としては、マイク・テロップ用パソコン、映像・音声分配器、カメラ4台などが議会棟に設置されている。また、録画配信については、会議の終了した日のおおむね5日後から配信を開始し、発言の取り消し等の申し出があった場合は、議会運営委員会で協議している。平成24年度のアクセス件数は、生中継

1395件、録画配信2220件であった。市民からも好評で、議員も緊張感が増すとのことである。

◇議会基本条例の制定

山形市議会基本条例は、平成25年4月1日に施行された。この条例は、議会とその構成員である議員の役割と、議会運営や議員活動に当たつての基本的な事項を定めている。平成23年11月に議会改革検討委員会を設置して以来、25回にわたる会議での議論と、3回の全議員への報告会、市民からの意見募集と市民への報告会などを経て、平成24年12月定例会で全会一致で可決された。議会基本条例の特徴としては、議会への市民参加として、「請願・陳情者の意見陳述の機会の確保」や「一般質問の一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の選択制の実施」により、市民にとって

分かりやすい議論となり、議会やまちづくりに参加できるきっかけとなることが期待される。また、議会からの情報発信として、「議会報告会の実施」や「議案に対する各議員の賛否の公表」をすることにより、議決した内容を直接市民に明らかにする機会が設けられるとのことである。

今後は、議員定数、議員報酬、政務活動費、その他議会の活性化に関することについて、検討を行っていく予定である。



インターネット中継システム（山形市議場）

【静岡県熱海市】

熱海市は、伊豆半島の東岸に位置しており、東は相模灘に面し、三方を山に囲まれている。約50%が山林で急峻な地形のため平坦地が少なく、市街地は海岸から山腹にかけて階段状に発達している。

人口は、現在4万人を切っているが、観光シーズンには旅館、保養施設、別荘などに多くの人が訪れ、最大で10万人にもなるため、観光客対策も防災対策上大きな問題となっている。

◇熱海市における防災対策

東日本大震災を教訓に想定津波浸水域を見直し、国の3連動地震（東海・東南海・南海）の評価を待たずに実施可能な津波対策を検討し、平成23年度に海拔標示板を101カ所更新、131カ所新設した。また、平成24年度に津波避難誘導標識を56カ所設置し、今年度には30カ所設置予定である。

熱海市には、地域防災計画として、風水害対策等について定めた「一般対策編」と、地震等の災害対策について定めた「地震対策編」がある。東海地震説が叫ばれて以来、国・県の補助制度等を活用して対策を進めてきたが、平成

4年、国の中央防災会議で報告された南関東地域の地震活動に係る神奈川県西部の地震の切迫性に加え、阪神・淡路大震災の教訓から、「自らの命は自ら守る」を原点に自主防災組織の育成と活性化に努めている。

また、災害時要援護者の対策として、高齢者・障害者・乳幼児・外国人などの弱者に対する対策が必要となったことから、平成19年3月に災害時要援護者台帳を作成し、市・自主防災会・地域の民生委員が保管し災害時に救出支援を行うこととしている。



津波避難誘導標識

【静岡県下田市】

下田市は、川端康成「伊豆の踊子」の小説などが観光の火付け役となり観光客が急増したが、バブル崩壊後は減少に転じ、東日本大震災に伴う計画停電、電車の運休、観光

自粛ムードにより観光客が激減した。

◇地震・津波対策

下田市では、東海地震等を対象とし、可能な限り被害を減らすための具体的な対策を取りまとめた「下田市地震対策アクションプログラム2007」に基づき地震・津波対策を推進している。また、国による南海トラフ巨大地震の被害想定との整合性を図りながら、第4次地震被害想定の方針に取り組んでおり、平成26年6月を目途に取りまとめる予定である。

地震・津波対策の基本方針としては、地震や津波の発生時期や規模などあらゆる可能性を考慮しつつ、人命を守ることを最も重視し、ハード・ソフトの両面からできる限りの対策を組み合わせて実施することにより、被害をできるだけ少なくする「減災」を基本理念としている。

◇下田市が取り組む事業計画

平成24年度の事業計画として当初予算化されたものに加え、補正予算で下田市の海拔表示マップを作成し、全戸配布を行っている。海拔25m以上の地域を色付けして、自分が住んでいる地域がどれくらいの高さなのかを認識できるようにし、防災意識を高めよう

地震・津波対策特別委員会

◇視察日 平成25年5月27日～29日

◇視察参加者 21名

◇視察先・視察目的

静岡県熱海市「防災対策について」
静岡県下田市「地震・津波対策について」
静岡県伊東市「防災対策について」

うとするものである。

また、下田市の災害用避難施設整備事業補助金により、津波の避難路整備について、自主防災会単位に50万円を補助している。さらに、下田市で現在、一番重要な問題となっているのが庁舎移転である。現庁舎は下田駅付近にあり、海拔2・5mである。公表された浸水域が5・5mであるため、浸水区域外へ移転するか、現在の場所で嵩上げするのか議論が分かれているところである。



下田市 防災行政ラジオ

【静岡県伊東市】

伊東市は、天城連山^{あまぎれんざん}を背にして伊豆半島の東に位置し、市の西南部は天城山系の山々が重なり合い、さらに台地となつて東に続き海岸に達して多くの絶壁となり、城ヶ崎の奇景となっている。

◇伊東市における津波対策

東日本大震災の被災地での

経験から、ハード対策はもちろん行わなければならないが、ハード対策には限界があると実感している。人の意識や啓発部分のソフト対策に力を入れていかないと被害が大きくなってしまうと思われる。

東日本大震災前には、市内185カ所の電柱に海拔表示を行っていたが、震災後に225カ所増設し、合わせて410カ所で海拔表示を行つていいる。津波緊急避難協力ビルについては、指定について改めて見直しをしながら進めているところであり、当初23カ所の指定であったが、現在では29カ所が指定されている。

定住促進対策特別委員会

◇視察日 平成25年5月8日～10日

◇視察参加者 16名

◇視察先・視察目的

北海道滝川市「ウェルカム・プロジェクトについて」

北海道旭川市「移住・定住促進について」

北海道余市町「定住促進対策について」

【北海道滝川市】

◇ウェルカム・プロジェクト

「移住・定住促進事業」

滝川市では、「都会過ぎず、田舎過ぎない町」を提案し、都市圏からの移住を考えている人に、移住の敷居が低いこ

最終的には50カ所の指定を目指すしている。津波緊急避難協力ビルの表示についても、東日本大震災を機に新しい表示板に改め、海拔表示板と同様に外国人観光客の増加を考え、英語・中国語・ハンダ語の4カ国語で表示している。



伊東市での視察のようす

移住や夏場だけの避暑地としての季節移住等により、交流人口の拡大を図るという目的がある。提供する住宅としては、①温泉施設に隣接したコテージ、②大型商業施設が徒歩圏内にあり、比較的安い物件等にも便利なアパート、③運動公園が近くにある一人様向けのアパートの3タイプがある。実際に、滝川市の地元食材を購入して調理するといったような、実生活に近い暮らしの体験が可能である。

また、「おためし暮らし」では、ニーズに合わせて「滝川体験」を提案しており、希望する時間、目的に応じて次の4つのコースを用意している。

- ①アパート周辺など、滝川市で暮らすためのポイントを巡回する1時間コース
- ②カヌーの体験を中心とした体験型2時間コース
- ③ジンギスカン工場、美術自然史館、航空科学館等を見学する3時間コース
- ④田園地帯や古い町並みなど、ありのままの風景を楽しむながら歩く、イギリス発祥のフットパス体験5時間コース

次に、移住・定住促進事業に関連する滝川市の施策として、住む場所の確保という観点から、「滝川市住み替え支援補助制度」がある。今年度

から実施する制度で、独居又は夫婦暮らしの高齢者の方が、サービス付き高齢者住宅に転居する際に補助金を出し、その空いた住宅に子育て世帯が住めるように、家賃の一部を補助するという制度であり、道内でも初めての試みとなる。

次に、就業関連の取り組みとして、働く場所の確保という観点から、産業チャレンジ助成金と新規就農に関連した制度がある。

産業チャレンジ助成金は、産業振興・雇用創出・地域経済の活性化につながる事業へ助成するものであり、助成対象と認めた経費の3分の1以内、上限100万円となっている。



滝川市での視察のようす

新規就農に向けた研修期間のサポート制度は、研修期間中、2年間の住宅家賃の2分の1（上限月額2万円）を助成する制度と、自発的な研修支援のため、研修活動費として月額4万円を助成する制度

がある。また、研修を終えた後、就農開始時及び就農直後の営農をサポートする、営農経営自立助成制度がある。

【北海道旭川市】 あさひかわし

◇定住促進の取り組み

旭川市では、移住・定住促進に係る施策に取り組んでいる。まず、住む場所の確保という観点から、旭川移住生活体験住宅を整備し、移住を考えている人が短期で旭川の生活を体験できる施設として、平成21年9月に供用を開始している。施設には、短期用住宅が1棟、長期用住宅が2棟あり、短期用住宅については1週間から1年の入居が可能であり、家具が備わっている。自分の身の回りの物さえ持つてくれば利用できる。長期用住宅については、旭川の冬を体験してもらうための体験住宅として整備している。家具等がないため、電化製品なども持ち込みで、1年から3年の入居が可能となっている。

◇働く場所の確保

現在の旭川市には大きな雇用がなく、市街化調整区域や農地法などの規制により企業立地が少なく、働く場所の確保が難しい状況となっている。農業においては、旭川は稲作



旭川市での視察のようす

が中心であり、田植え・稲刈りなどの繁忙期には人手が非常に必要となるが、通年での雇用は求めている。二期作や野菜農家は、毎日毎日の作業があるが、稲作が中心の農家の日常の作業は、家族経営の中で足りている状況であり、農業での雇用については厳しい状況である。

◇情報発信の強化

旭川市では、市のホームページで移住情報を提供している。体験住宅の状況、優良田園宅地のPR、あるいは過去に移住してきた人の声を情報として発信している。また、北海道には移住促進協議会という組織があり、旭川市も参画している。東京・名古屋・大阪で開催される北海道全体による移住イベント「北海道暮らしフェア」に参加しながら情報発信を行っている。

◇旭川市の補助制度

市内の振興山村に指定されている地域に、土地と建物を購入して移住した人に対して、購入費の一部を助成している。その他、下水道が通っていないところについては、合併処理浄化槽設置補助金、また、世帯に中学3年生になる前までの子どもがいる方は、一人に対して20万を加算する就学奨励補助を行っている。

【北海道余市町】 よいちょう

◇定住促進の取り組み

余市町では、町づくりにおける目標として、次の3点を挙げています。

- ①住みよく安心して暮らせるまちを創る。
- ②多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る。
- ③町民と行政が連携して歩むまちを創る。

移住定住を促進していくためには、この3つの目標に基づくまちづくりを着実に進め、この町で暮らしみたいと思ってもらえるような、町の総合的な魅力を高めていくことが必要である。

◇住宅支援制度

平成25年度から始まった住宅支援制度には、移住・定住に係わるものとして、新築住宅の建設支援補助金がある。町が指定する都市計画の用途

地域内に土地を購入して、3年以内に住宅を完成させ居住している方に対して補助金を交付する制度である。用途地域内については、土地購入価格の10%で上限20万円。土地区画整備を行っている「まほろば地区」については、土地購入価格の10%で上限50万円を補助する制度である。

◇新規就農に対する支援

後志農業改良普及センター、余市町経済部農林水産課、JAよいち、余市町農業委員会が連携して、新規就農に対する支援を担っている。具体的な支援として、就農に対する支援という貸付制度である「就農支援資金」、また、新規就農希望者を対象として、農業をやっていく上で必要な技術や経営管理の能力を取得するため、優良農家で実践的な農業研修を行い、その研修者を受け入れた指導農家に対して指導謝金を支払う「余市町新規就農者農業研修制度」がある。さらに、「余市町新規就農者農業研修家賃助成制度」として、本格的に農地を取得するまで、住み込みで研修を受けることが必要であるため、家賃の助成を行うことにより円滑な研修の実施を支援している。助成額は家賃の2分の1以内、月額1万円

を限度としており、助成期間は3年以内である。

◇ホームページから情報発信

余市町ホームページでは、移住・定住情報として移住に関する様々な情報が得られるようになっている。観光客と移住を希望する人では求める情報が全く違うため、どのような情報が求められているのか留意しながら、暮らしの情報を主体的に形成している。



余市町での視察のようす

編集後記

委員会の視察報告書を読まれた感想はいかがでしたか。視察をとおして他市の優れた点を学び、本市の市政に反映させていくことは大切な議員活動のひとつです。視察研修の成果は議員の一般質問にも反映され、市長に対して質疑、意見、提言を行っています。市民の皆様の感想をお寄せください。